

議案第65号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「認定子ども」の次に「の総数」を加え、「「同号に掲げる」を」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは」に改め、「同条第1号に掲げる」の次に「小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）に基づき、関係条文を整理するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特別利用教育の基準) 第36条 一略一 2 一略一 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども<u>の数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども<u>の数</u></u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども<u>の総数</u></u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども<u>の総数</u></u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの<u>区分に係る利用定員の総数</u></u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの<u>区分に係る利用定員の総数</u></u>」と、第13条第2項中</p>	<p>(特別利用教育の基準) 第36条 一略一 2 一略一 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる</u>」を「<u>同条第1号に掲げる</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額</u>」とする。</p>

改正案	現 行
<p>「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額」とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	